

大東四條畷消防組合職員互助会会則

平成26年3月13日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、大東四條畷消防組合（以下「組合」という。）職員の福利増進及び親睦を目的として組織する。

(名称)

第2条 名称は、大東四條畷消防組合職員互助会（以下「互助会」という。）とする。

(事業)

第3条 互助会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 福利厚生事業
- (2) その他必要と認めたこと

第2章 会員

(会員の範囲)

第4条 次に掲げる職員をもって会員とする。ただし、会計年度職員、任期付職員、非常勤職員及び派遣受入職員を除く。

- (1) 常時勤務する職員で、組合から給与を受ける者
- (2) その他の職員で、理事会の決定により加入を認められた者

(資格の取得)

第5条 前条第1号に規定する者は、その職員となった日から、同条第2号に規定する者は、その加入を認められた日から、それぞれ会員の資格を取得する。

(資格の喪失)

第6条 会員が退職又は死亡したときは、その翌日から会員の資格を喪失する。

第3章 資金

(掛金)

第7条 会員は毎月掛金として給料月額の1000分の3を納入しなければならない。

(掛金の免除)

第8条 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成26年大東四條畷消防組合条例第16号。以下「育児休業条例」という。）の規定により、育児休業等を取得する会員にあっては、その者の申出により、当該期間中の掛金を免除することができる。

2 前項の掛金の免除は、その育児休業等を開始した日の属する月から、その育

児休業等が終了する日（その日が当該育児休業に係る子が３歳に達した日後であるときは、当該育児休業に係る子が３歳に達した日）の翌日の属する月の前月までの期間とする。

- 3 育児休業条例の適用を受けない会員にあっては、育児休業等の実態に即した場合に前２項の規定を準用する。

（補助金及び寄付金）

- 第９条 会員の福利厚生及び親睦の目的達成のため、組合より毎年補助金を受ける。

- 2 互助会の目的に賛同し、助成のための寄付金を受けることができる。

第４章 福利厚生事業

（福利厚生事業）

- 第10条 互助会が実施する第３条第１号の事業は、次のとおりとする。

- (1) 会員の元気回復、その他厚生に関する事業
- (2) その他会員の福利厚生に関し必要と認められる事業

- 2 前項の規定による事業以外での必要な事項は、総会に諮り決定することができる。

第５章 役員及び事務局

（役員）

- 第11条 互助会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 １名
- (2) 副会長 １名
- (3) 理事 ３名
- (4) 評議員 ６名
- (5) 監事 ２名

（会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計）

- 第12条 会長は、大東消防署長をもってこれにあて、副会長は、評議員会において評議員が互選する。

- 2 会長は互助会を代表し、会務を掌理する。

- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

- 4 理事は、事務局長、事務局次長、会計の何れかの職務を行う。

- 5 事務局長は、理事会の決定に基づき会の事務を掌る。

- 6 理事会は、その権限に属する事務の一部を事務局長に委任することができる。

- 7 事務局次長は事務局長を補佐し、互助会の事務を処理する。

- 8 事務局次長は、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を

代理する。

（理事）

第13条 理事は、評議員の同意を得た上、消防長の承諾を経て会長が任命する。

（評議員）

第14条 評議員は、本部、大東署、四條畷署、東分署、西分署、田原分署からの推薦を受け、それぞれ1名ずつを選出する。

（監事）

第15条 監事のうち1名は、次長の職の者（以下「代表監事」という。）から会長が任命し、他の1名は評議員会において会員の中から選出する。

2 監事は、業務及び会計を監査する。

（役員の任期）

第16条 会長の任期は、大東署長の職にある間とし、その他の役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、任期は前任の残任期間とする。

（事務局）

第17条 人事課に事務局を置く。

2 事務局の職員は、人事課職員の中から会長が理事会の同意を得た上、消防長の承諾を経てこれを任命する。

3 職員は会長の命を受け、互助会の事務に従事する。

第6章 機関

（総会）

第18条 総会は、評議員会において必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催し、事業運営方針その他必要な事項について審議する。

2 総会は、会長がこれを招集する。

3 総会は、会員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の2分の1以上の数でこれを決定する。ただし、総会成立の定足数については、委任状によるものを認めるものとする。

（評議員会）

第19条 評議員会は評議員で構成し、必要に応じ会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めるときのほか、評議員2分の1以上の請求があるときは、その都度招集しなければならない。

- 2 評議員会の議長は、評議員の互選による。
- 3 評議員会は、評議員の半数以上の出席で成立し、議事は出席評議員の過半数でこれを決定する。ただし、評議員会成立の定足数については委任状による者を認めるものとする。
- 4 評議員会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 会則及び諸規程の制定改廃に関する事
 - (2) 予算及び決算に関する事
 - (3) 事業運営の方針等に関する事
 - (4) その他必要な事項に関する事
- 5 議長は事務局に作成させた議事録を確認の上、全評議員に回付させなければならない。
- 6 事務局は、評議員会が集合形式以外で開催された場合、前項の議事録に代わる議事概要を全評議員に報告しなければならない。

(理事会)

第20条 理事会は会長、副会長及び理事で構成し、会長が必要に応じこれを招集する。

- 2 理事会は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の3分の2以上の数でこれを決定する。
- 3 理事会は、次の事項を審議決定し、執行する。
 - (1) 評議員会の審議決定に関する事
 - (2) 事業運営に関する事
 - (3) その他必要な事項に関する事

第7章 会計

(会計年度)

第21条 互助会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第22条 互助会の経費は、会員の掛金、組合からの補助金、事務収益金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業会計)

第23条 互助会の事業会計は、会員の掛金、組合からの補助金、事業収益金、寄付金、その他の収入で実施する補助事業会計及び会員の掛金で実施する一般会計とする。

(会計監査)

第24条 監事は年1回以上、会計監査を実施しなければならない。

2 監事は、前項の監査の結果を会長に報告しなければならない。

第8章 雑則

(その他)

第25条 この会則の定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

この会則は、令和6年7月4日から施行する。